

第二種販売講習テキスト 改訂版 追 補

平成 17 年 4 月

液化石油ガス法施行規則の改正（平成 17 年 4 月 1 日施行）、同規則例示基準の改正（平成 17 年 4 月 1 日）、液化石油ガス保安規則の改正（平成 17 年 3 月 31 日施行）などに伴い、修正するものです。

頁	行など	修正後の記述
目次	下 14 下 13	「1.4 自記圧力計」を「1.4 機械式自記圧力計」に修正する。 「1.5 電気式ダイヤフラム式圧力計」を「1.5 電気式ダイヤフラム式自記圧力計」に修正する。
44	下 8	「自記圧力計、指針式圧力計（微圧計）、マノメータまたは電気式ダイヤフラム式圧力計」を「 <u>機械式自記圧力計、指針式圧力計（微圧計）、マノメータ、電気式ダイヤフラム式自記圧力計または電気式ダイヤフラム式圧力計</u> 」に修正する。
93	上 10 上 11	「自記圧力計」を「 <u>機械式自記圧力計</u> 」に修正する。 「電気式ダイヤフラム式圧力計」を「 <u>電気式ダイヤフラム式自記圧力計</u> 」に修正する。
95 ~ 97		95 頁 ~ 97 頁の「1.4 自記圧力計」中の「自記圧力計」をすべて「 <u>機械式自記圧力計</u> 」に修正する。
97	上 2	「…と比較検査…」を「 <u>…、またはこれと同等以上の精度を有する圧力計と比較検査…</u> 」に修正する。
	下 7	「1.5 電気式ダイヤフラム式圧力計」を「1.5 電気式ダイヤフラム式自記圧力計」に修正する。
98	上 2、図 8	「電気式ダイヤフラム式圧力計」を「 <u>電気式ダイヤフラム式自記圧力計</u> 」に修正する。
	下 12	「…であること以外は、…」を「 <u>…であること、また、比較検査の周期が 12 か月に 1 回以上であること以外は、…</u> 」に修正する。
122	表 3 の下に右欄の文章を追加	<u>（注）管理方式としては、2 か月に 1 回以上警報表示の有無を確認する方式のほか、集中監視装置などが設置されている場合は漏えい表示の有無を常時監視する方式でもよい。</u>
122 ~ 125		122 頁 ~ 125 頁の「11.1 配管事故防止用安全器の種類・性能など」中の「自記圧力計」をすべて「 <u>機械式自記圧力計</u> 」に修正する。
159	表 1	申請書の提出先欄の「 <u>経済産業局長</u> 」を「 <u>産業保安監督部長</u> 」に修正する。
159	下 10、9	「… <u>経済産業局長</u> …」を「… <u>産業保安監督部長</u> …」に修正する。
236	上 5 ~ 上 7	「…、 <u>または調整器…場合はこの限りでない。</u> 」を「…、調整器が接続された内容積 8 L（3 kg 型容器）以下の容器に充てんされた LP ガスを販売する場合、 <u>またはカップリング付容器用弁を有する内容積 25 L（10 kg 型容器）以下の容器に充てんされた LP ガスを販売する場合はこの限りでない。</u> 」に修正する。
254	下 6 ~ 下 1 を削除し右欄の文章を追加	<u>（ ）運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して次の各号のいずれかに該当して移動するときは、運転者 2 名で交替して運転させること。</u> <u>イ．1 の運転者による連続運転時間（1 回が連続 10 分以上で、かつ、合計が 30 分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）が、4 時間を超える場合</u> <u>ロ．1 の運転者による運転時間が、1 日当たり 9 時間を超える場合</u>
262	下 14	「…で算出された距離以上の距離を…」を「 <u>…に該当する時間以上の時間を…</u> 」に修正する。

